

平成20年（2008年）紀北町9月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成20年9月10日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年9月24日（水）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 東 篤布 | 2 番 | 中村健之 |
| 3 番 | 近澤チヅル | 4 番 | 家崎仁行 |
| 5 番 | 川端龍雄 | 6 番 | 北村博司 |
| 7 番 | 玉津 充 | 8 番 | 尾上壽一 |
| 9 番 | 平野倭規 | 10番 | 岩見雅夫 |
| 11番 | 入江康仁 | 12番 | 平野隆久 |
| 13番 | 島本昌幸 | 14番 | 中本 衛 |
| 15番 | 中津畑正量 | 16番 | 東 澄代 |
| 17番 | 松永征也 | 18番 | 垣内唯好 |
| 20番 | 東 清剛 | 21番 | 谷 節夫 |
| 22番 | 世古勝彦 | | |

不応招議員

19番 奥村武生

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長 | 奥山始郎 | 副 町 長 | 紀平 勉 |
| 収 入 役 | 川端清司 | 総 務 課 長 | 川合誠一 |
| 財 政 課 長 | 塩崎剛尚 | 危機管理課長 | 中原幹夫 |
| 企 画 課 長 | 中場 幹 | 税 務 課 長 | 平谷卓也 |
| 住 民 課 長 | 谷口房夫 | 福祉保健課長 | 五味 啓 |
| 環境管理課長 | 倉崎全生 | 産業振興課長 | 中村高則 |
| 建 設 課 長 | 山本善久 | 水 道 課 長 | 村島成幸 |
| 出 納 室 長 | 長野季樹 | 紀伊長島総合支所長 | 橋本樹徳 |
| 教育委員長 | 喜多 健 | 教 育 長 | 小倉 肇 |
| 学校教育課長 | 世古雅則 | 生涯学習課長 | 家崎英寿 |
| 監 査 委 員 | 佐野耕造 | | |

職務の為出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記 | 脇 俊明 |
| 書 記 | 上野隆志 | 総務課長補佐 | 工門利弘 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 玉津 充

8番 尾上壽一

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、19番 奥村武生君より、所用のため欠席、11番 入江康仁君より遅刻との報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議長

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

元紀伊長島町議会議員でありました東芳平氏が、9月23日にご逝去されました。東氏におかれましては、昭和38年4月30日に執行された紀伊長島町議会議員選挙において初当選をして以来、平成15年5月31日に勇退されるまで、町議会に籍を置き、10期40年の長きにわたり地方自治の推進に大きな足跡を残されました。

その間、5回、議長に就任したほか、監査委員、常任委員長など、そのすぐれた識見と円熟した人格は、接する人に親愛の敬意をおこさしめ、ことを運ぶに当たって常に貴重な役割を果たしてまいられました。

この偉大なる東氏の業績を継いで、躍進する紀北町の未来建設のため、町民の生活を守り、町民とともに考える町政と、将来健全なる都市としての計画的なまちづくりに微力ながら尽くすことをお誓い申し上げ、限りない哀悼の誠を捧げるとともに、ひたすらご冥福をお祈りして、お別れの言葉といたします。

議長

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

7 番 玉津 充君

8 番 尾上壽一君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 川端龍雄君。

総務財政常任委員長 川端龍雄君

おはようございます。

平成20年 9 月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、ご報告をいたします。

審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る9月11日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、税務課、危機管理課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例

議案第47号 紀北町特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

の総務財政委員会にかかる3件の審査であります。

それでは、審査した議案順により、経過と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例の審査を行いました。

議案の13ページ、14ページですが、議案審査に入る前、9月11日の本会議に質疑のあった中川基金の状況について説明を求めたところ、課長から、海山区は白浦地区の海岸沿いに別荘として使用していた建物を、20年程前に寄附していただき、現在、名称が中川会館ということで設置されていること。また紀伊長島区においても同じ時期に、旧紀伊長島町の社会福祉協議会に寄附されたものではないかということで、当時中川基金というものがあったそうですが、現在は一般の基金になっており、寄附金額についても500万円ぐらいだったとのことでした。

その後、案件審査に入り委員から、この基金についてはいろんな形で寄附金が集まってくるわけだが、その明確な記録がないという事例もあり、この条例を見て同じ轍を踏まないかという心配がある。もっと明確な縛りが必要ではないのか。例えば繰替も必要な場合もあると思うが、そのときには議会の議決が必要などの文言を入れる必要はないのか、ほかで使ってしまったのかという質疑に対し、課長からは、繰替運用についてはその月の支払いにおいて歳計現金が不足すると思われる場合に、金融機関で借り入れするよりは基金内で運用する方が利息もかからずに有利なため、一時的に利用させてもらうということで、基金を取り崩すわけではないとの答弁でした。

また委員から、もっと寄附を募るには政策の中身を精査して、明確な方向性を打ち出したほうが良いのではないかと質疑に、課長から、基金条例については基金を積み立てていくという趣旨で、ふるさと寄附金としていただいたお金はこの基金で管理していくということで、ほかの用途には使わず、ふるさと寄附金としていただいた趣旨に従って使わせていただくということで、またいただいた寄附やその使いみちについては、できる範囲で公表していき、募集を

呼びかけたいとしております。

現在、総合計画に掲げている5項目については、申込書とホームページに掲載し、募集させていただいています。また具体的な項目が決まれば指名していきたいと考えています。今回は基金条例ですので、基金の管理についての条例です。具体的な内容、施策についてはふるさと寄附条例の制定が必要になってくると思いますとの答弁でした。

次に、他の自治体との事例収集はしているのかとの質疑に対し、県外ともホームページなどから事例を収集していますとの答弁でした。

また、このふるさと寄附金をうけることによって、交付税が減額されることがあるのかとの質疑に対して、寄附金によって交付税が減額されることはありませんとの答弁でした。

また、第1条で「寄附者の意思を尊重し」とありますが、目的がわかりにくいので、5項目を1項目に集約してはどうか。

それから第3条の中で「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とあるが、その判断基準はどうなのか。

それから6条の繰替運用が必要な場合は、財政が厳しいときのはずなので、運用のできる町長の権限範囲で行うのなら、町長に対しての罰則規定を設けるべきではないのかとの質疑に対し、課長から、管理の部分については有価証券とは国債などが想定されますが、実際には普通預金や定期預金により運用することとなると思います。この基金は目的基金でありますので貯めるだけではなく、早いうちに寄附者の意思を尊重するよう用途にあった形の使い方をすべきだと考えております。

また、第5条について、取り崩しを行う場合は議会の承認をいただいたうえでの目的に沿った形で使わせていただきたいと思います。

また、第6条については、この基金自体が多額にならないため、実際に運用に充てるようなケースは少ないと考えておりますとの答弁でした。

次に、早く使えるのであれば、寄附条例でいいのではないか、基金であれば長期的に目的をもって積み立てていかなければならないのではないのかとの質疑に対し、この基金の設置目的は、そのまま使うよりも一旦基金として積み立ててから使わせていただいたほうが、いくらいただいて、いくら使ったということが明確にわかるように基金を設置させていただきましたので、ご理解くださいとの答弁でした。

次に、寄附者はふるさとのために使ってほしいという寄附金が、基金の中できちんと残っていればそれでいいのではないか。ただ、有価証券より普通預金や定期預金にしておいて、寄附

者の気持ちにかなった使い方をしてもらうほうが良いと思うがとの質疑に、基本的には国債などの運用にはならないと思います。実際に使いみちが決まりましたら、普通預金などの運用になり、長期の場合のみ定期預金などの運用になるのではないかと考えておりますとの答弁でした。

次に、第3条の有価証券という文字をはずしたほうが良いと思うが、どうかとの質疑に対し、できればこのままお願いしたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、この5つの項目は、紀北町第1次総合計画に掲げてもらったと思うが、これは紀北町が元気になってほしいという意味の寄附金だと思いますので、できるだけ寄附者の意思を反映させる意味でも早めに使っていただき、有価証券にかえることなどないようにしっかり目標をもって運用していかなければならないと思うがとの質疑に対し、課長から、おそらく普通預金や定期預金などの運用になると思いますが、なるべく寄附者の意思に沿った形で使わせていただきたいと思いますとの答弁でした。

町債を担保にしての預入れであれば、町債借り入れしないほうが良いのではないかととの質疑に対し、単年度では支出が難しいなどもありますので、地方債は有効活用していきたいと考えております。地方債については交付税措置がされるために、合併特例債で言いますと70%の補助か付く形になりますとの答弁でした。

次に、取り崩す際には、議決が必要という項目を入れてはどうかとの質疑に対し、取り崩して使用する場合は、必ず予算書に計上させていただきますとの答弁でした。

次に、この基金条例の使いみちの提案を加えたほうが良いと思うがとの質疑に対し、今回は基金条例なので、使いみちについてはふるさと寄附条例のほうで検討していきたいと考えておりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、条例はもっと明確にすべきで、きちんとした縛りをもつべきで、有価証券という表現を消して、取り崩しの際は議会の承認が必要と入れるべきという意見と、また反対討論で、条例等を改正する場合には、事前に総務財政委員など関係者に周知すべきで、今の状態では賛成しかねるという意見がありました。

また、賛成討論として、寄附してくれる人たちの思いがあると思うので、受皿をつくっておくべきという意見があり、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案書15ページから17ページの議案第47号 紀北町特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の総務財政委員会関係の審査を行いました。

最初に、歳出17ページ、「議会事務局」所管分については質疑はございませんでした。

次に「総務課」所管分について、歳出18ページ、委員から三役人件費に関してですが、三重県内で収入役を設けていない市町村はいくつあるのか、また収入役を設けなくてもよくなったのは何年の法律改正か、また任期はいつまでですか、さらに任期満了で収入役制度がなくなるのかとの質疑があり、課長から、平成18年6月に地方自治法が改正され、平成19年4月から条例改正でございます。現在は在任期間までお願いしております。三重県下の設置状況につきましては、現在把握しておりません。任期は平成21年12月末まででございます。あくまで暫定的なものであり、その時点までとなり、収入役制度はなくなりますとの答弁でした。

次に「財政課」所管分について、歳出の20ページ、委員から、補正予算で大きな金額がある。救急車購入や小学校耐震化などの大きなものは、当初予算で考えられなかったのかとの質疑に対し、起債については事業が決まりましたら、充てられる起債を考えてまして、今回このような形で充当させていただいておりますが、高規格救急車につきましては、県の補助が付くことが決まりました。こういったことでないと高規格救急車の購入ができませんので、今回は緊急やむを得ないと考え、予算措置をさせていただきました。

小学校の耐震化につきましては、国のかさ上げ補助が決定され、教育委員会からの強い要望もあり、必要ということで、今回計上させていただきましたとの答弁でした。

次に「税務課」所管については、歳出の19ページ、委員から、エルタックスとは何かとの質疑に対し、イータックスは国税の電子申告システムのことで、エルタックスは地方税の電子申告システムのことです。なお年金受給者のうち、特別徴収対象者となるのは、およそ1,700人となる見込みですとの答弁でした。

次に「危機管理課」所管分については、歳出の31ページ、委員から、海山消防署待機室の改修工事のことですが、昨年度実施した役場庁舎の耐震工事と一緒にできなかったのかとの質疑に、昨年度行いました役場庁舎と海山消防署の耐震工事の事業は、国補事業でございました。今回予算計上いたしました海山消防署の改修工事は、町単で行う内装工事でございます。耐震工事等の国補事業と内装改修工事等の町単事業は、一緒にセットを行えないものであります。残念ながら内装の改修工事は国補事業として認められません。昨年度、庁舎等の耐震工事が終

わり、今回、待機室が手狭なため、予算を計上させていただきましたとの答弁でした。

また、内装ということだが、張り替えというのと違うのかとの質疑に、消防署に隣接し、主に産業振興課が利用しておりました倉庫を改修し、待機室とする計画でありますとの答弁でした。

さらに、防災行政無線管理費の増加ですが、どこかの防災行政無線に落雷がありましたか。防災行政無線屋外子局は高い鉄塔であり、雷も落ちる危険性が高いと思うが、避雷針などの雷の被害を防ぐ装置は設置してなかったのかとの質疑に、5月14日、紀伊長島区大原で落雷があり、防災行政無線屋外子局が壊れ、予算計上いたしました。避雷針はありましたが、落雷のエネルギーがあまりにも強烈で大原の屋外子局も壊れたものでありますとの答弁でした。

また、町内に数多く防災行政無線屋外子局があるが、被害補償の保険には加入しているのかとの質疑に、加入しています。今回の大原の屋外子局も補償されます。議会の承認を得た後、精算し、保険料を請求するものでありますとの答弁でした。

また、水防費の説明と、国と県の補助金の関係を詳しく説明してくださいとの質疑に、水防費の予算計上ではありますが、洪水ハザードマップの作成に関するものであります。今回の予算計上は県の補助金が決定したことに伴う、国の補助金、一般財源更正であります。銚子川、船津川、赤羽川、三戸川の4河川の洪水ハザードマップを1冊の冊子として作成いたしたいと考えておりますとの答弁でした。

その関連で、今の洪水ハザードマップの補助金の件ですが、国の補助金の増が13万8,000円、県の補助金の増が227万3,000円ということは県主催の事業ですか。また一般財源の持ち出し分はどれぐらいかの質疑に、補助率で申し上げますと国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1となっております。今回、県の補助金が決定いたしましたので、国、県、町の財源を更正するものでありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 松永征也君。

教育民生常任委員長 松永征也議員

おはようございます。

平成20年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る9月12日、午前9時30分から、委員会室におきまして委員7名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）、ほか特別会計補正予算4件、並びに請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願、ほか請願3件、以上9件の審査であります。

それでは審査いたしました議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の教育民生常任委員会関係の審査を行いました。

初めに「住民課」所管分については、予算書18ページの桂城出張所臨時職員賃金の補正123万3,000円は、定年退職する職員のアートを補充するものであり、当初予算で計上すべきものでないかとの質疑があり、予算編成のあり方によるものであり、配置転換による補充も考えられることから、確定してから補正予算で計上することにしておりますが、しかし、定年退職による補充については、今後の取り扱いについて財政当局と協議していきたいという答弁でありました。

22ページの老人保健特別会計繰出金の増、18万6,000円については、第三者行為の関連するものということだが、具体的な説明をお願いしたいという質疑があり、老人保健の被保険者が交通事故等で人身事故に遭った場合に、相手方と交渉し、示談金の確定について国保連合会に委託しております。当初2件の見込みが現在ではすでに4件あり、今後のことも年間10件を見込んだという答弁でありました。

一人親家庭等医療費助成事業であります。対象者は何人おられるのかとの質疑があり、平成19年度決算では対象者は518人、助成件数が延べ1万248件、助成金の総額は1,218万3,000円で、県の2分の1の補助事業であります。この予算は精算により46万6,000円を県に返還するものであるという答弁でありました。

以上で「住民課」所管分の質疑は終了しました。

次に「福祉保健課」所管分については、障害者介護・訓練等給付事業費の増、53万7,000円は上里の金塚ホームとあと1ヵ所はどここの施設なのかという質疑があり、津市にある白山ホー

ムで、設置者は社会福祉法人津市社会福祉事業団であり、本町からも障害者のある方がお世話になっているとの答弁でありました。

以上で「福祉保健課」所管分の質疑は終了しました。

次に「環境管理課」所管分については、塵芥処理費は今回の補正額をあわせ3億5,700万円となり、昨年より約7,000万円多くなっているが、これは昨年は海山リサイクルセンターの稼働停止によるものかとの質疑があり、担当課長から塵芥処理費3億5,700万円はリサイクルセンター管理だけでなく、ごみ収集処理事業や環境衛生センター管理費など、その他の細目事業も含まれております。

ちなみに、19年度のリサイクルセンター施設管理費の決算額は2億8,100万円で、平成20年度の予算額は今回の補正額をあわせると、2億7,900万円でありますとの答弁でありました。参考までに、灯油を1ℓ当たり140円、修繕料を9,000万円と固定してリサイクルセンターの維持管理費を試算しますと、現在の紀伊長島・海山の両方のリサイクルセンターを運転させた場合は、年間約3億円です。紀伊長島リサイクルセンターのみを稼働させた場合は3億5,000万円、海山リサイクルセンターのみを稼働させた場合は2億5,000万円と見込んでおります。リサイクルセンターを1ヵ所にしますと、ごみ収集に400万円から500万円程度の増額が見込まれ、海山リサイクルセンターのみの稼働した場合のほうが4,500万円から5,000万円の経費が安くなるものと考えられますとの説明がありましたことを、付け加えさせていただきます。

海山リサイクルセンターの維持管理費が安くつくことはRDFの燃焼分があることなのかとの質疑があり、海山リサイクルセンターは4割のRDFを乾燥用として自家焼却させているため、経費が安くついているという答弁でありました。

また、県のRDFの処理単価の見直しが問題となっているが、現在の状況はどうかのかとの質疑があり、処理単価については県から1t当たり5,058円から9,420円への値上げと、平成29年度以降にRDF焼却と発電事業から県が撤退したいとの提案があり、市町としては財政的には厳しく、できる限り少なくしてほしいこと、また平成29年度以降焼却発電からの撤退は、納得できないとの意見を出しております。また三重知事に対し、三重県RDF運営協議会からも要望書が出されております。そういった中で、この度県から改正案が示され、処理料金につきましては市町と県で折半して段階的に引き上げたいことと、平成29年度以降の事業撤退については、RDF事業のあり方検討作業部会を立ち上げて検討していきたいとのことであり、市町としては値上げは平成21年度以降にしてほしいことや、あり方検討委員会は県が継続してRDF事業を行うことも含めて検討してほしいとの要望を県に行っており、10月末ぐらいを目

途に折り合いをつけたいと聞いておりますとの答弁でありました。

し尿処理費の修繕費の増 2,100万円について説明されたいとの質疑があり、UF膜取替修理で膜に汚泥を通し、ろ過して綺麗な水に浄化する設備であり、生物系の処理工程では膜9本が2系列、凝集系の処理工程では膜が16本で2系列となっている。凝集系の一部については2年前に交換しましたが、生物系の2系列と凝集系の1系列はすでに5年が経過しており、耐用年数が2年から3年と言われており、今回3系列について取り替えしたいとの答弁でありました。

原油の高騰分について本会議では平均92円程度の値上げによる必要分としているが、値上げによる必要分として増加されたのは燃料費の中でどれぐらいを占めているのかとの質疑があり、海山リサイクルセンターで年間18万 2,000ℓ、紀伊長島リサイクルセンターで42万ℓの灯油を使います。当初予算では1ℓ当たり76円でありましたが、そのときの分が4,500万円であります。4月から7月の使用実績は両方のリサイクルセンターで、18万 8,000ℓの灯油が使われました。その時期の平均単価が91円程度で、約1,700万円の燃料費を支出しました。8月に入ってから1ℓ当たり130円台になってきましたので、8月から3月までの予測として残りの41万 4,000ℓに対して133円の単価で見込み、全体で年間7,200万円の燃料費として予測し、このことから当初予算の4,500万円を差し引き、2,700万円の補正を計上したとの答弁であります。

し尿収集については、燃料費高騰分の料金が上がったということはないのかとの質疑があり、し尿収集は町の許可業者が行っており、汲み取り料金は18ℓ当たり163円で、値上げは行っていないとの答弁であります。

以上で「環境管理課」所管分の質疑は終了しました。

次に「学校教育課」所管分については、幼保小中育ちのリレー事業費の増30万円について、具体的な事業内容について説明願いたいとの質疑があり、幼稚園と小中学校の連絡会の開催、教職員の交流会や意見交換会、及び幼稚園と小学校保護者との交流など連携を強化する事業で、30万円は講師への謝金や需用費等であり、潮南中学校区を対象として行うという答弁でありました。

また、管理費の中の事業委託費14万 7,000円について説明との質疑に対し、アスベスト調査を西小学校浄化槽の機械室と志子小学校体育館ステージ天井の2カ所を調査する委託料であるとの答弁でありました。

学校施設のアスベスト調査については過去に実施したが、まだ調査していない施設があったということかとの質疑に対しまして、アスベスト調査については過去に調査を実施しておりますが、その結果、アモサイト等3種類の項目については調査が済んでおりますが、今回、文部

科学省からさらにトレモライトと3種類を追加して分析調査するよう通達があり、調査を行うものであるとの答弁であります。

小学校施設耐震補強工事 4,060万円の内訳はとの質疑に対しまして、相賀小学校の別館の補強工事として 2,616万 6,000円、上里小学校の屋内運動場の耐震補強工事として 1,443万 3,000円で、事業内容については相賀小学校別館補強工事は耐力壁を2ヵ所設けるとともに、外装の塗装、屋根の防水工事等であり、上里小学校の屋内運動場補強工事は、屋根にプレスを入れて補強するとともに、屋上の防水工事及び外装の塗装工事等であるとの答弁であります。

相賀小学校の別館については、補強工事だけでなく、防水工事及び外装の塗装工事をする事により、今後改築する校舎と一体感のある施設になると理解しているのかとの質疑があり、校舎と一体感のある施設にしていきたいという答弁でありました。

相賀小学校別館について改修事業費は全体で 9,000万円程度を予定していると思うが、今年度補強工事等外部工事を実施し、来年度以降内部の改修をするということでのいいのかとの質疑があり、20年度において耐震補強工事を実施し、来年度プール側に新しく校舎を建設し、あわせて別館校舎についても改修する予定で、耐震補強等につきましては既存校舎を仮設校舎として利用すること、補助率が事業費の3分の2ということもあり、まず補強工事を実施し、児童の安全を図ることにしておりますとの答弁でありました。

また、防水工事をする事によって、本当に雨漏りがなくなるのかとの質疑があり、雨漏り対策としては屋上のコンクリート部分を剥ぎ、置き屋根を設置する工法等を考えておりますとの答弁でありました。

36ページの臨時職員の賃金の増について、学校給食センター調理員の賃金ということだが、どのような状況なのかとの質疑があり、5月に5名を採用したが、そのうち2名が退職し、さらに今までセンターで働いていた方2名が退職され、あわせて4名の方が退職したため、今回4名の給食調理員を募集しているところでありますとの答弁でありました。

調理員が4名退職したということだが、仕事がきついということで退職したのかとの質疑があり、退職した職員からは実際の業務内容は思っていたより大変だったと聞いておりますとの答弁であります。

業務内容はきついことは聞いているが、事務の臨時職員と給食調理員の賃金の時間単価は同じなのかとの質疑があり、事務の臨時職員も給食調理員も臨時的に任用する職員の就業規定に基づいており、同じ扱いであるとの答弁でありました。

委員から、業務内容に大きな違いがある場合、同じ就業規定で運用するのではなく、何らか

の配慮をすべきではないかと申し上げておきたいという発言があったことを申し添えます。

以上で「学校教育課」の所管分の質疑は終了しました。

次に「生涯学習課」所管分については、公民館のアスベスト調査ですが、内容を説明してほしいという質疑があり、学校施設と同様、文部科学省の通達に基づいて実施するもので、東長島公民館のホール部分を調査することとしておりますとの答弁でありました。

以上で「生涯学習課」所管分の質疑は終了しました。

以上で、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に関する教育民生常任委員会所管関係の審査はすべて終了しました。

討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

第三者行為にかかる件数は何件ほど見込んでいるのかとの質疑があり、当初予算では2件を見込んでおりましたが、現在は4件あって年間10件を見込んでおりますとの答弁であります。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第51号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める

請願について、審査を行いました。

紹介議員である玉津充議員の出席を求め、説明を受けました。質疑に入り、国庫負担金が2分の1から3分の1に引き下げられたことに伴う、差額の額は県に対して地方交付税で手当されているのかとの質疑があり、学校教育課長からは、教職員の給料は従来は国が2分の1、県が2分の1でありましたが、現在は国が3分の1、県が3分の2負担している状況となっております。財源につきましては、県費であり、額等詳細についてはわかりませんが、国から地方交付税として入っているものと思われまますとの答弁でありました。

交付税として入ってくると一般財源であり、他の項目に使われる場合も考えられるとして、国庫負担率の復元を求めるものなのかとの質疑があり、補助金として収入する場合、支出から支出する項目が明確化されておりますが、交付税措置となりますと、公共団体の裁量において支出が自由であるということから、その部分を明確にしたいということだと思われまますとの答弁でありました。

また、国庫負担に対する法律は時限立法ではなく、改正されるまで続くということでのいいのかとの質疑があり、今のところ法律を改正しない限り、国庫負担3分の1から2分の1に変わらないものと思われまますとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りました。賛成討論として、請願理由の中にある骨太2008にあるように、地方分権推進のもと国の負担を減らし、地方に負担を押し付けるという姿勢が見えます。ある種の危機感をもって、こういう請願が出されてくるものと思われ、こういう観点から請願に賛成するという、賛成討論がありました。ほかに討論はなく、採決に入りました。採決の結果、全員賛成。

よって、「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願は、採択すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第3号「30人学級を柱とした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願について、審査を行いました。

紹介議員である玉津充議員の出席を求め、説明を受けました。質疑に入り、教育振興基本計画が7月1日に閣議決定し、その中で文部科学省が財務省、総務省の圧力のもと、具体的な財政的保障や数値目標が盛り込まれず、閣議決定されたとあるが、この部分の具体的な説明を願いたいとの質疑があり、学校教育課長から教育振興計画は教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間の教育計画を7月1日に閣議決定したものでありますとの答弁でありました。

また、高等学校の次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要であるとあるが、この次期定数改善計画はどのように計画されようとするものなのかとの質疑があり、次期定数改善計画は義務教育諸学校と、高等学校次期定数の2つの改善計画ということで、小中学校のほうは第7次が平成13年から現在まで続いており、現在第8次の討議においても引き続き30人学級の実現を要求するものです。また、高等学校の次期定数改善計画についても、現在は平成13年から第6次となっておりますとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りました。討論なく、採決に入りました。採決の結果、全員賛成。

よって、「30人学級を柱とした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願」は、採択すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第4号「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願の審査を行いました。

紹介議員である玉津充議員の出席を求め説明を受けました。

質疑に入り、今回求めている『学校安全法』（仮称）の制定について、別にこういう学校の安全に対する法律はなく、今回新たに法律の制定を求めるものなのかとの質疑があり、紹介議員から、学校の安全に対してはそれぞれの学校で安全対策を実施しており、総合的に学校の安全対策に対する法律がないことから、今回国の法律として制定することを請願するものでありますという答弁でありました。

また、不審者に対する安全対策や0-157等の学校衛生に対する法律等、これまで個別に存在し、総合的な安全対策に対する法律がなかったと考えていいのかとの質疑があり、紹介議員から0-157等の問題については学校保健法で適用されるが、今回の請願は学校の安全に対する総合的な法律がないため、制定を求めるというものでありますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。賛成討論として通常においても学校と保護者等が連携して学校の安全を推進しており、これとあわせて今回の『学校安全法』（仮称）制定の請願に対して賛成しますという賛成討論がありました。ほかに討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願は、採択すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第5号「保育所制度改革の見直しを求める意見書の提出」を求める請願の審査を行いました。

紹介議員である平野倅規議員の出席を求め説明を受けました。

質疑に入り、直接補助方式や、また直接契約とはどのような形のもので、現行からどのよう

に変わろうとしているのかとの質疑があり、福祉保健課長から、保育に対する運営費補助を、現在は町から保育所に支弁しておりますが、これを保護者に対して直接補助するものでありますが、まだこれについては検討中の段階でありますとの答弁でありました。

また、直接契約については、現在は入所先を市町村が決めておりますが、これが保育所入所にあたって町を通さずに保育所と保護者とが入所契約を交わすことになるという、このような形であるという答弁でありました。

保育所への入所要件の拡大は、入所要件がどのように拡大されようとしているのかとの質疑があり、課長から現在は保育に欠ける要件として家庭外労働や妊娠中や、また出産、病気などの場合を入所要件としておりますが、これらを撤廃しようとするものであるという答弁でありました。

幼稚園と保育所を別々に存続してほしいということですかとの質疑があり、福祉保健課長から、一元化を図る認定子ども園制度は、すでに平成18年度から施行されており、4タイプのうち1から3のタイプについては特に問題はないと思われませんが、4つ目の地域裁量型については、無認可の幼稚園や保育園を安易にこの制度で認めていくというところで問題があるのではないかと思われまますという答弁でありました。

また、紹介議員からは、このようなことは認めてしまうとサービス産業化される可能性があるということ、幼稚園は文部科学省で保育所は厚生労働省とそれぞれ考え方が違い、それが一体となって実施していくことに不都合が生じてくるのではないかということだそうですという答弁でありました。

また、紹介議員から、幼稚園と保育所では基準が違うことから、これから伸びていく保育所や幼稚園児の子どもの質の低下を招きかねないということも考慮していただきたいという答弁がありました。

直接契約方式や入所要件の、いわゆる保育に欠けるという問題の取り扱いについては、まだ実施されていないのかとの質疑があり、課長から、まだ実施されていないという答弁がありました。

請願の趣旨はいろいろ書かれているが、現状を継続してほしいということで理解してよいのかという質疑があり、紹介議員から、運営費の一般財源化については運営費が一般財源化されると、補助の趣旨が曖昧になる恐れがあり、保育所では危惧しているという答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。賛成討論として、地方分権を推進する名目で、地方の自治権を拡充されるかのような印象を与えるような言葉が使われているが、2008骨太方

針の具体化の中で、保育の問題を後退させるような懸念が出てきております。特にサービス提供者と保護者との直接契約方式が打ち出されているが、保育、教育の後退につながるという申請が出されたものではないかと思われ、これらの方針を平成20年度中に結論を得るということが、国の基本的な方針となっており、国と自治体の公的責任を後退させる方向にあり、危機感を覚えた4団体が申請を出した意を踏まえて、賛成したいという討論があり。

また、別の委員からも少子化が進行し、次世代を担う子どもたちの育成について、地域の実情を踏まえて現状維持を要望して賛成しますという、賛成討論がありました。

ほかに討論がなく、採決に入りました。採決の結果、全員賛成。

よって、申請5号「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める申請は、採択すべきものとして決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました9案件についての審査の経過と結果について、報告を終わります。

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

おはようございます。本会議から産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。

産業建設常任委員会は、9月12日、別館大会議室で開かせていただきました。

途中、町長の出席も含めて、産業振興課、建設課、水道課の出席を求めて、5件の審査を行っております。順次ご報告申し上げます。

まず最初に、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の「産業振興課」所管分を審査をいたしました。

出席の委員は、委員長以下委員全員7名であります。

産業振興課は中村高則課長以下、関係職員が出席いたしております。

本議案につきまして、債務負担行為土地改良施設維持管理適正化事業拠出金の債務負担行為補正も含めて、歳入歳出を審査いたしております。

まず最初に、28ページの観光費のうち、紀北ふるさと体験塾についての質疑がいくつかなされました。35万円の補助金であります。これについての使途、あるいは具体的な事業内容についての質疑がございました。これに対して中村課長のほうから、紀北ふるさと体験塾は4月1日から観光協会、商工会、旅館組合、古里民宿組合、NPOの各社と申しますか、等で構成さ

れた団体であり、会長は紀北町観光協会の長井武彦氏が就任されておられます。他県から来ていただいて滞在していただくような体験型の観光をつくっていききたいというのが、目的であります。具体的な事業としては地域資源の発掘、再評価活用、従来からのイベントの再評価、利活用資源の掘り起こし、受け入れ体制の整備、新しい体験プログラム、担い手となるインストラクターの育成、情報発信機能の強化、体験メニューのチラシの作成等PR等でございます。

今後も単年度ではなく、継続して取り組んでいきたいということでもあります。この補助は農山漁村再生モデル支援事業という、県の事業でございますけれども、今後も同様の事業が継続していくということでもありますので、利用できる補助金や交付金などを活用していきたいということでもあります。

もう1点、25ページの農地費の中の土地改良施設維持管理適正化事業の確認がございました。これは山本の排水機場であります。内容は遠心クラッチの整備補修であるという説明でございました。

次に、補正予算（第1号）の「建設課」所管分を議題といたしました。

山本建設課長以下、担当各職員が出席いたしております。

このうち29ページの港湾管理費の中の前浜のトイレにつきまして、増設をする話は出ていないかというお尋ねがございました。これにつきまして山本課長のほうから、現在の前浜のトイレは県に要望を重ねた結果できたもので、さらに増設、拡大ということは非常に厳しいというお答えでございました。

次に、30ページの住宅管理費の中の木造住宅耐震補強工事について、詳しい内容説明と、生活総合調査事業の具体的な調査内容についてのお尋ねがございました。これに対して山本課長のほうから、住宅の耐震補強工事の補助ですけれども、まず木造住宅の耐震診断を受け、その結果、総合評点が0.7未満の場合、その評点を1.0以上にする耐震補強工事を行うものに費用を助成するという内容であります。

生活総合調査事業については、国交省が5年ごとに行っており、住生活の安定向上にかかわる総合的な施策を推進するうえでの必要な基礎資料を得るための調査という説明でございました。

耐震補強の中身でありますけれども、今まで県と町をあわせて61万円の補助でしたけれども、平成20年度から国からの補助が加算されて81万円になるということでございます。これまでに昨年度耐震診断を受けた方を対象に、県が尾鷲市にあります県民センターで説明会を行いました際、紀北町から30名の方が相談にみえているという説明でございました。

以上で、所管分の審査を終わり、質疑を終結して、討論を求めましたがございませんでした。全員賛成で、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管分について、原案どおり可とすることに決定をいたしております。

次に、議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

出席者は委員のほか、水道課村島課長以下、関係職員であります。

今回、質疑が多かったのは、水道料金の請求が紀伊長島区はこれまで毎月だったのが、2ヵ月に1回になったことについてのクレーム、問い合わせ等がどうだったかと、その内容を含めてのお尋ねが次々に出ております。

水道課長からの説明によりますと、水道事業給水条例の一部改正が3月議会で承認されたあと7月1日から施行し、9月1日から紀伊長島区で初めて検針をしたと、海山のほうは変更はありませんけれども、今回初めて2ヵ月検針を行ったと。クレーム等については苦情というよりは問い合わせが主であったと、ほとんどの方は理解が得られたということですが、多額に水道料金を使用されるご家庭の場合、2ヵ月に1回となるとなかなか大変だと、困るということについては、紀伊長島水道室のほうにもそういう苦情があったと、そういう方については今後水道料金の未納についての広報を考えているので、改めて広報していきたいと、どうしても2ヵ月に1回だと滞納につながってしまうということであれば、その方とも相談しながら対応していきたいと、場合によっては毎月でもということについては、正式には決めておりませんが、それが可能な手法が少しありますと、柔軟に対応するということがございました。

今回の場合、初めてでございましたので、7月に検針した6月使用分については、8月16日に口座振替をしたと、9月に今現在検針しております7月、8月使用分については9月26日に口座振替すると、つまり2ヵ月連続した振替になると、これについては委員のほうから生活に大変支障をきたして困るのではないかという指摘がございました。

これに対して、今回は海山区のほうとの整合性をとるために、どうしても1回だけは連続してしまうということでは理解をお願いしていると、9月の検針のときにそういうチラシも一緒に配布すべきであったと反省しているということで、お答えでございました。

さらに委員のほうから、水道料金の未納の最近の情勢についての質疑がございました。これについて課長のほうから、現在7,000万円を超す未収金がある。これは紀伊長島区3月分、4月に振り替える約1,200万円も含めての金額であると、以前から取り組みを指摘されておりました時効はどうか、あるいは分割納付はどうかということもありまして取り組んでい

ると、これまでに約 150件、納付誓約書を取り付けている。これは毎月新しい水道料金については支払っていくけれども、過去の料金については少しずつでも支払っていくというのが誓約書であります。この誓約書の総額は約 2,500万円になります。これで毎月こつこつ徴収しながら滞納金額を減らしていきたいと考えているという説明でございました。

ただ、その納付誓約書に各戸ごとに応じない方も多数いらっしゃいます。よって、この2、3ヵ月のうちには給水停止の判断もしなければならぬのではないかと考えている。その件数、つまり応じてない方の件数は約20件ですと、今後、これからも未収金が減っていくよう頑張っていきたいという決意を述べておられました。

討論はなく、全員賛成で、議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可とすることに決定いたしております。

次に、議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結であります。

担当は建設課で、山本課長以下の職員が出席いたしております。

この契約締結につきまして、一般競争入札となっているけれども、指名競争入札とどう違うんだというお尋ねがございました。

これに対して山本課長のほうから、入札契約の所管は財政課であるので、建設課のほうで説明するのがいかなものかとは思いますが、できる範囲でお答えさせていただくということでございました。指名競争入札については発注者側から複数の業者を指名して、指名された業者だけが入札に参加すると、一般競争入札については、入札情報を発注者側、つまり町ですね、町から一定の条件を付けて公告して、入札参加希望者を募る。今回、町のホームページで公告して、11項目の条件をクリアした業者に決定通知して、入札に参加してもらったということだという説明でございました。

この件に関係してですね、入札の執行から議決まで10日以内にやりなさいというような規定はなかったのかどうかという、ちょっと確認がございました。これについて建設課長は、旧紀伊長島町の契約の約款の中で、落札後5日以内に契約を完了するというのがあったと、旧町時代ですね。現在は落札者の保全ということで、落札した時点で落札決定通知をします。今回の場合は8月28日に入札しておりまして、翌日の29日付で仮契約を締結する。その契約書の中で議会議決が必要であるので、議決が得られたらこの仮契約を本契約に変えるという条文を入れているということで、休憩中に財政課に確認した結果の報告がありました。当町の会計事務規則の第1項で、落札後の措置第90条で、町長は一般競争入札の落札者が決定したときは、ただちにその旨を落札者に通知しなければならない。第2項で落札者は前項の通知を受けた日から

5日以内に契約を結ばなければならない。ただし、町長が特に指名した場合は、この限りではないというものが会計規則の中にございます。

この点について、工事の内容が議員に十分周知されている場合は、入札してから1ヵ月もかかるような定例会の議決よりも、臨時議会に上程するなどの方法も考えてはどうかと、今は材料が大変高騰、毎日のように高騰する時代ですので、もう少し早い対応をしてはどうかという意見がございました。

これに対して課長のほうから、最近は燃料と鋼材の動きが非常に大きいということで、国、県においてはですね、資材のいくつかの単品についてはスライド条項というようなものを定めておきまして、その中で値上がり分については受注者側から申し出があれば、値上がり分について検討していくという処置をとっているということです。財政課のほうと協議しながら、今後の議会上程の方法については検討していきたいという答弁でございました。

討論もなく、全員賛成で、議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結については、原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に、陳情第4号であります。町道新設に関する陳情書であります。

担当の建設課課長以下が出席いたしております。

この陳情につきましては、6月定例会に提出されていたものが、陳情者のほうで取り下げられましたので、その後、陳情者の一部箇所が変更されて、改めて提出されたものです。その変更した場所については、取り下げられた前回の陳情書では、延長が250mという記述があったものが、建設課の資料が180mでございますので、その際についての議論があったと、今回、建設が資料として提出した250mの数字で今回再提出されております。

この現在は国交省が仮設道路として使用予定しているものでございますけれども、何年まで使用される予定かという中身の質疑がございました。これに対して課長のほうから高速道路の開通目標が平成25年度ですので、そこが目安になる。現在三浦地区においては発注されておる工事は3件あると、道瀬トンネル、始神トンネルから大瀬川を越える橋梁の下部工事の3件でありますけれども、この関係の工事用道路は42号から入るものも別途発注されると、ですからおおむね4年ないし5年はこの仮設道路、工事用道路を使うのではないかとということでございました。

この道路についてはですね、工事用道路については工事費が要らないかわりに、用地買収費が必要になってきます。国土交通省が借地で今工事やっておりますけれども、そのあと町はどうするつもりかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから、今回陳情されて

いる 180mについては、地権者との協議により借地ということで国交省が進めている。ただ、構造的には工事用の仮設道路といえども、将来的には町道として使用できる構造とするということでもあります。生活道路として将来使うということになれば、当然用地買収が必要になってきますということでもあります。

なお、国土交通省の協議の中で、町が将来的に分筆登記が必要になるだろうということで、測量調査の際に国のほうで分筆登記もやっていただいていますということです。

この工事用道路を町道にする場合の工事費ですけれども、1 m当たり20万円程度かかるのではないかということで、概算 3,600万円程度、用地買収費についてのお尋ねもございましたけれども、変動があるので答えられないということでありました。

これに対して、町としては結果的に費用面でプラスなのか、マイナスなのかというお尋ねがございました。課長は生活道路として整備する必要があるのではないかと思うので、町にとってはプラスであるということでありました。

なお、借地契約の値段については室長のほうから鑑定価格、評価額の山林の場合は5%、5年としてですね5%、平地は6%で、単年度契約して更新されていくと、その年度間ですね、という説明でございました。町としては生活道路として、町道として整備が必要だと考えているということで、できるだけ早い機会に町道認定して進めていきたいという意向が示されました。

ほかの町内でのほかの工事や道路の扱いについてのお尋ねもございましたけれども、これについては農道、林道、町道いろいろ利用もあるので、地権者の意見を聞いて検討する必要があると考えていると、ケースバイケースになるということでもございました。

以上で、質疑を打ち切り、賛成討論、お一方ございました。この道路を町道として高速道路のサービスエリアと結びつけることによって、より地域の産業振興、防災に役立つ道路にしてもらいたいという理由で、賛成するというでもございました。

全員賛成で、陳情第4号 町道新設に関する陳情書については、採択とすることに決定いたしております。

採択の理由は、地域住民のための生活道路として町道整備する必要を認めるということでもあります。

次に、陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件、継続審査分であります。

これにつきましては、前の定例会中の委員会の審査の中で、周辺の流域や土地の高さ、施設の排水能力等について、建設課で調査するというでもございました。所管は産業振興課であり

ますけれども、今回、産業振興課の中村課長以下の担当者と山本建設課長が出席いたしております。

その報告についてであります。建設課長から、平成16年10月から平成20年7月までの期間で、床上浸水が出たということは危機管理課からは聞いていない。この期間内で一番降雨量の多かった平成18年4月11日の最大時間雨量79mm、最大日雨量220mmで、このとき既存の排水施設で排水ができたということに基づいて計算したと、当時は1号機のポンプと消防可搬ポンプの2台しか設置されていなかったけれども、本年5月に新たにポンプ1台を設置しており、当時よりは排水の能力的には良くなっているという説明でありました。

これに対して、平成2年に陳情者本田氏宅が床上浸水40cmの被害が出たときに、消防署の雨量計で12時間雨量239mm記録しているけれども、その時点での、前の施設で対応できたのかということでお尋ねがございました。

これに対して建設課長から、今回の調査結果として、おおむね1時間の雨量が100mm程度までは今の施設で対応できると推測しておるけれども、平成2年当時の雨量で耐えられたかどうかのことについては検討してないと、わからないということでもございました。

委員のほうからは、データが16年10月からということになっておるのはなぜなんだという、これは危機管理課が持っているデータは、これ以後しかわからないと、意図的ではないということでもございました。

その16年10月以降の陳情者宅の被害はどうだったかということについて、産業振興課長のほうから、床上浸水はないけれども、床下浸水が4回あったと、平成10年5月16日、平成13年9月30日、平成13年10月10日、平成14年9月27日と4回あったということでもございます。

これで委員のほうから100mmまで、時間雨量100mmまでは対応できるという推測になっているが、先般の岡崎市の時間雨量145mmということでは、対応できないということかということでもお尋ねがございました。これに対して建設課長からは、潮位、海水ですね、潮位の条件とか、前を流れる横手川の水位が上がって、排水がきちんとできるかどうかについての条件は、検討してないと、あくまでも現況の施設の流下能力を計算した調査であると、時間雨量100mmを超えた場合は別の手立て、もしくはポンプ設置等の必要があるかも知れない。また避難していただく必要があるかも知れないということでもございます。大潮とか満潮時などについての計算を踏まえていないということでもございます。

そして満潮の場合、横手川と加田川の合流点の少し下流程度、つまり国道42号とJRの橋がございませけれども、その橋台付近までは海水が上がってくるという想定でもございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、賛成討論がお二方ございました。お一人は、近年の雨量データ等から既存施設の排水能力で、おおむね対応できるとの報告を受けたが、最近の異常気象で不安な要素もあり、高速道路の排水等が今後、加田川に流入する計画などの環境が、今まで以上に良くなる保障があるとは言い難い。陳情者ができるだけ安心できるよう、今後の改善方法も含めて町は話し合いを続けていくという条件をつけて賛成する。

もうお一方は、陳情書の最後に書いてあるとおり自動ポンプを設置してもらい、今は外出しても気にならなくなったというような表現もある。これは陳情書ですね。今の説明を聞いても十分に配慮されているように受け止めたけれども、雨量については時間雨量 100mmを越すような豪雨が降ったときには、多分ここだけでなく他の地区にも被害が出るように思うと、そのようなことで引き続き継続して配慮を町にお願いするということで賛成するということでした。

採決の結果、全員賛成、陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件（継続審査分）については、採択とすることと決定いたしております。

その理由は、最近の異常気象や高速道路の排水等今後も環境が良くなるという保障があるとは言い難いことから、陳情者が安心できるよう今後改善方法等も含めて、町は話し合いを続けていくことということでございます。

以上で、付託案件については審査は終了いたしております。

なお、特に常任委員会におきまして、理事者のほうの報告を求めたものが3件ほどございます。

ちょっと資料を配布しようと思いましたが、後ほどという話で用意はしてあったんですが、ちょっと省略させていただきます。

道瀬漁業協同組合の解散について報告を求めました。

本年度の6月12日付で、正組合員が20人未満、つまり15人しかなかったため、水産業協同組合法第68条第4項の規定により、解散したということを受けて、時間的な経過説明も含めて報告を受けました。何かうしろのほうではそれ以上簡潔でいいんで必要ないということで、報告を受けたということだけに止めておきます。

町内の他の漁協もこういう事態にならないかどうかということとか、町がもう少し積極的にこういう漁協の解散という事態にならないように、事前の指導をきちんとしていくべきではないかというご指摘等々がございました。省略いたします。ご質疑があればまた別です。

次に、もう1件報告は、町道永長線道路改良事業に伴う町道渡し場の上1号線の交差点の間

題についての報告をいただきました。

これまでに常任委員会で3回、3月、4月、5月と各現地視察も含めて3回取り上げております。その結果の報告を受けました。この改修工事については、8月29日付で完工いたしております。関係分にかかる工事費の施設総額は128万4,150円、一部やり直しがありましたので、そのうち必要があった分の工事費は31万7,100円、結果的に一部取り壊しておりますので、その結果的に不要となった部分の工事費は96万7,050円ということの報告がありまして、建設課長から最善を尽くしたけれども、住民への説明が不十分であったということと、少し方向性が誤っていたことについて反省しているという、謝罪、陳謝がございました。

これに対して委員のほうから、書面で提出せよという要求がございました。これで休憩中に課長のほうで理事者と協議したうえでないと、文書提出は一存ではできないということにして、休憩中に理事者と課長の間で協議がなされております。最終的に休憩後、課長のほうから文書的なものは提出せずに、町長が委員会で出席して、町長が所信を明らかにするというので、理解してほしいということでもございました。

それで、町長の出席を求めて、町長から以下のような表明がございました。この度、町道永長線の改良工事に伴う渡し場の上1号線との接続についてのことで、当時は最善との考え方で工事を進めてきたけれども、地元住民から視距が悪くなるという意見があったので検討して、視距を広げる工事改良をしたと、申し訳なくお詫びいたしたいと、今後も公共事業を進めるうえにおいては、地域住民の意見要望等十分に組み入れ、総合的に最適になお一層努力していかなければならないとそのように考えていると、ご理解をいただきたいという謝罪がございました。

この町長の所信表明に対して委員長のほうから、今後は良かれと思ってしたことであっても、町民の税金を使って結果的にこの結果を招いたことを真摯に受け止めて、二度とこのようなことのないようにということで、厳重に注意をいたしました。町長のほうからは注意の趣旨を十分に理解するということがございました。

あともう1件、損害賠償請求事件の経過報告がございました。

水道課長から訴訟救助について、7月31日に町が上申書を名古屋高裁に提出したと、名古屋高裁からの正式な回答ではないけれども、まだ相手方からの反論書が提出されていないということを、弁護士事務所から聞いているという、現在のところは新しい進展がないという報告でございました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長

これで各常任委員長の報告を終わります。

議長

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 08分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

議長

引き続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会にかかる案件についての、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

議長

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

補正予算の中でですね、給食センターの臨時職員の件についてですが、今回4名の方の募集されるということで、仕事が大変きついのではないかという議員の質問に対して、行政のほう、教育委員会のほうの答えは、業務が大変だったという答えだったという報告だったんですが、その大変だった業務の具体的なことについての回答はなかったのか、お伺いいたします。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えいたしますが、具体的なですね、質疑は行われなかった。ただ、そういう話は退職された方からちょっと聞いたと、聞いたことあるということで止まったということです。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号「30人学級を柱とした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第4号「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第5号「保育制度改革の見直しを求める意見書の提出」を求める請願についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件についての、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、陳情第4号 町道新設に関する陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、継続審査となっております、陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会にかかる案件についての、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

議長

日程第3 議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。

東澄代君。

16番 東澄代議員

16番 東澄代、賛成討論を行います。地方税法の改正を受け、紀北町ふるさと応援基金条例が提案されておりますが、運用益の処理と管理については適切に行うことは当然だと思います。財源が潤うことでもあり、寄附者があっての取り組みですので、ふるさとに限らず好きな地域を選べることから、ただ寄附を待つのではなく、寄附したくなるような効果のある施策の勘案を要望しまして、私の賛成討論といたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第46号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第 4

議長

次に、日程第 4 議案第 47 号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 4 議案第 47 号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第 5

議長

次に、日程第 5 議案第 48 号 平成 20 年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の反対討論を行います。

この予算の中に税務一般事務費、電算事務委託料 600万円、さらに債務負担行為、20年から21年度個人住民税公的年金特別徴収システム整備業務 808万 7,000円が計上されております。これは国の庶民泣かせの政策が自治体に下りてきたものです。庶民の中には、「えっー住民税も年金から天引かれるのか」と驚きの声が上がっております。65歳以上の方の公的年金に課税される住民税が対象です。年金以外の所得、給与、事業、不動産には課税される住民税は、年金天引きではなく、自分で納めることになります。

この地方税改正は今年4月30日、衆議院の3分の2以上で再議決し、成立しましたガソリン税などの暫定税率などを復活させ、10年間延長する法案と一緒に可決されたものです。来年10月から実施される予定です。多くの町民にとって年金は唯一の老後の生活保障です。年金だけが頼りのとき、また最近はすべてのものが値上がりしております。やり繰りは大変です。その中で税や保険料、生活費を払い、残りはわずかとなってしまっております。年金は増えないのに引かれるものは増えるばかり、引かれるものは黙っていても引くのに、当然返ってくるものは申請しないと返ってこない。高齢者にやさしい制度というなら逆ではないかと怒っております。年金天引きは2000年の65歳以上の介護保険料から始まり、2003年度には介護保険料がさらに値上げされ、2005年には年金課税強化で所得税の増税がなされ、年金の天引きが増え、2006年には介護保険料の値上げで、また天引き金額が増えております。このような高齢者いじめの地方税改正は認めることができず、それに伴う予算には反対いたします。

また、臨時職員の賃金はたくさん計上されております。国の行革で正職員を削減しなくてはいけなく、臨時職員で補っております。ところがその臨時職員の給料は合併時に改悪された状態のままです。自治体ワーキングプアとも言えます。特に海山の給食センターでは合併前10人いた調理員が次々に職場を去り、今は2人だけになったと聞いております。給食センターの業務事態が機能できない状態に陥っていると言っても過言ではありません。

そんな中、今年の人事院勧告で臨時非常勤職員の賃金などについて、一定の改善が示されました。この勧告を受け、8月26日には人事院事務総長から、一般職員の給与に関する法律第22号第4項の非常勤職員に対する給与についてという通知が出されました。基本給については常

勤職員との均衡待遇の考えを示しています。また通勤手当や期末手当、いわゆるボーナスの支給にも及んでおります。恒常的な業務で働く多くの臨時非常勤職員の制度整備の必要性を人事院勧告も認めたものです。この通知は指定を定めたので、これを踏まえ給与の適切な支給に努めてくださいとなっております。給与の適切な支給を強く求め、私の反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第48号については、各委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第6

議長

次に、日程第6 議案第49号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第49号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第7

議長

次に、日程第7 議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第50号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第8

議長

次に、日程第8 議案第51号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第51号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたします。

日程第9

議長

次に、日程第9 議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第52号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたします。

日程第10

議長

次に、日程第10 議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第53号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第11

議長

次に、日程第11 議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第54号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたします。

日程第12

議長

次に、日程第12 請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書の賛成討論を行います。義務教育国庫負担制度は、憲法と教育基本法に定められた教育の機会均等水準維持、無償性の確保という義務教育の根幹を保障するものです。国民の教育権保障への国の責任としての国庫負担制度の後退は許してはならないものでありますが、2006年に負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。これは国から地方への財政支出を削減する三位一体の改革によるものです。義務教育国庫負担金の一部が一般財源化されることによって、2006年度において対前年度比20%、196億円が減ったと言われております。不足分を地方交付税で措置すると言っても、交付税そのものが大幅に削減されています。地方に困難をもたらすことは明確です。

さらに今年度、骨太方針2008年では、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で、国庫補助負担金の見直しも明記され、義務教育費もその対象になったのが現状でございます。この地方分権の改革の目的とされた国の義務づけの廃止、見直し、自治体の条例による法令の上書き権の拡充は、いかにも地方自治権の拡充のように響きますが、その対象は福祉や教育など、憲法に基づいて国民に保障する義務を負っている仕事が多く、問題点があります。国がその責任を制度的、財政的に放棄、後退させることがあってはならないことです。国の責任の後退と地方の負担増による教育条件への影響は明らかなものであります。財政力で教育水準に格差が生じてはいけないということが、義務教育費国庫負担制度であり、都市と地方で義務教育に格差が生れることは許されません。

制度の存続と負担率を2分の1に戻し、未来を担う子どもたち一人ひとりに行き届いた豊かな教育を保障することは、私たちに課せられた最も重要な課題です。議員各位のご賛同をお願いして、私の賛成討論を終わります。

議長

岩見雅夫君、いいですか。

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第12 請願第2号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定いたします。

日程第13

議長

次に、日程第13 請願第3号「30人学級を柱とした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第13 請願第3号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告どおり、採択とすることに決定いたします。

日程第14

議長

次に、日程第14 請願第4号「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第14 請願第4号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、採択とすることに決定いたします。

日程第15

議長

次に、日程第15 請願第5号「保育制度改革の見直しを求める意見書の提出」を求める請願を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、請願第5号「保育制度改革の見直しを求める意見書の提出」を求める請願の賛成討論を行います。

今回のこの制度見直しを求める請願、この請願の趣旨説明からは保育に携わる現場の方々の思いや、国の方針に対する危惧が伝わってきます。請願第2号の点とも関連をいたしますが、今、福田内閣は6月の末に、いわゆる骨太の方針というのを決めました。そして7月の末には規定方針どおりあたかも世論に挑戦するかのように、来年度予算の概算要求基準というのを閣議決定しております。9月1日になって政権を投げ出しましたけれども、これらの方針は一人歩きをしております。特に問題になったのは社会保障関係の2,200億円を削減を中心とする問題であります。

これが来年度予算の概算要求の中に盛り込まれておりまして、今、義務教育の問題や福祉の問題に大きな影響が及ぼうとしております。地方分権改革推進という非常に聞こえはいいんですけれども、そういう言葉を用いて国の責任を回避して地方に押し付け、そして財源を締めつけることによって企業の参入を図っていく、こういった方針をしかも20年度中に結論を得るとしているのが、今の政府の方針であります。

私は特に強調したいんですけれども、国民の生存権と国の社会的な任務を謳った憲法は、25条で特に第2項におきまして、国はすべての生活部面について社会福祉や社会保障の向上に努めなければならないというふうに明記をされております。ところが2,200億円の社会保障関係の削減ありき、これでいきますと今、この福祉の問題で現場の方々が大変危惧しているように、福祉の重要な一環である子どもの保育向上のためにも大きな支障が出てきておる、こういう実態にさらされております。どうしても社会保障を抑制路線というのをただしていかなければ、こういった危惧がぬぐい去れない、これが実態ではないかと思えます。本請願に対する趣旨を全うするように求めまして、私の請願第5号に対する賛成討論とさせていただきます。

議長

ほかに、原案に賛成者の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第15 請願第5号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定いたします。

日程第16

議長

次に、日程第16 陳情第4号 町道新設に関する陳情書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第16 陳情第4号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定いたします。

日程第17

議長

次に、日程第17 陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第17 陳情第1号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、採択とすることに決定いたします。

議長

請願が採択されたことにより、意見書案の提出がありますので、昼食を兼ねて暫時休憩いたします。12時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 53分)

(意見書案の提出)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時 45分)

議長

さきほど請願案件が採択されたことにより意見書案4件と、新たに意見書案1件が提出されました。

お諮りいたします。

この5件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として議題といたしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案5件については日程に追加し、別紙、追加日程のとおり議題とすることに決定いたします。

お諮りいたします。

意見書案5件については、提案者より提案の趣旨説明を求めため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、そのように取り扱いすることに決定いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

意見書案第5号ですが、提出者が私、島本昌幸になっておりますので、提出者玉津充議員になっておったと思うんですが、訂正できたらお願いいたします。

議長

今、島本議員から指摘がありましたように、元のやつは提出者が玉津議員になっておると思いますが、打ち間違いやと思いますので、そのように訂正させていただきます。

それでは、差し替えをさせていただきますので、もう少し時間を、議事のほうは進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第1～追加日程第5

議長

それでは、意見書案第3号から7号まで、一括して提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

まず、意見書案第3号から5号までの3件について、説明を求めます。

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは、意見書案の趣旨と内容説明をさせていただきます。

意見書案第3号

平成20年9月24日

紀北町議会議長 世古勝彦様

提出者 紀北町議会議員 玉津 充

賛成者 同 上 島本昌幸

賛成者 同 上 平野倭規

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書（案）

趣 旨

義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と教育の水準の維持向上を図るため設けられた義務教育費国庫負担制度を存続し、国庫負担率を2分の1へ復元されたい。

理 由

1. 義務教育諸学校教職員の給与費3分の1を国庫負担する義務教育費国庫負担制度が廃止され一般財源化されると、都道府県の財政力の差によって、義務教育の水準維持・向上に支障が生じる。
2. 地方分権の名のもとに、財政緊縮と効率を優先する考え方は、地方に多大の負担を求める結果となり、教育基本法の教育の機会均等、教育行政の責務の精神や同制度の基本理念の否定につながりかねない。
3. 今後、負担率が削減されたり、制度が廃止されれば、市町村費の一層の負担過重につながる。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成20年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 世 古 勝 彦

提出先は、昨日の状況でまだ流動的でありますので、省略をさせていただいております。少し補足説明をさせていただきます。

2002年度から、地方分権や構造改革を理由に義務教育国庫負担制度について、全体の見直しが提起され、同制度の存続の危機的な状況が続いています。義務教育費国庫負担金は年々縮減されており、2004年度からは退職手当、児童手当も一般財源化され、教職員の給与費のみとなっています。また、2006年度からは義務教育の国庫負担の割合は2分の1から3分の1となり、さらに政府は税源移譲の名のもと、一般財源化を目指しています。

これに対して中央教育審議会では、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されているという意味で、負担率2分の1の国庫負担制度は優れた制度であり、今後も維持されるべきであると答申しております。義務教育国庫負担制度が廃止され、一般財源化されますと、都道府県の財政力の差によって義務教育の水準維持や向上に支障が生じます。また、今後負担率が削減されたり制度が廃止されれば地方自治体の一層の負担過重につながるものと考えられます。

続きまして

意見書案第4号

平成20年9月24日

紀北町議会議長 世古勝彦様

提出者 紀北町議会議員 玉津 充

賛成者 同 上 島本昌幸

賛成者 同 上 平野倖規

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）

趣旨

義務教育諸学校及び高等学校次期定数改善計画を策定し、国が定める学級編制の標準を引き下げ、30人学級を実現し、教育予算を増額すること。

理由

少数学校が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活にとりくめるようになった」「一人ひとりにきめ細かな指導ができるようになった」「子どもが意欲的にとりくんでいる」といった保護者・教職員からの声が多くあります。しかし、下限の制約があり、一部の学校は依然として30人以上のままです。

学校での学習形態は多様化しており、「学び」に応じた学習空間が必要です。また、安心・安全で快適な生活空間としての学校も必要です。早急な耐震補強対策とともに、エアコンの設置やバリアフリー仕様等、施設・設備の整備が求められています。

教育予算全体で言えば、GDP総額のうち教育機関への支出がOECD加盟国の平均5.1%に対して日本は最低レベル3.5%のままです。しかしながら、政府は「構造改革」の名のもと財政再建を進めるとして教育予算を削減しつつ、本来実施されるはずの定数改善計画も見送られています。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の増額が必要で

す。国は、30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要です。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 世古勝彦

提出先は、さきほどの理由により省略しております。ご理解願います。

補足説明をさせていただきます。

2005年度より、三重県では小学校1、2年生の30人学級に引き続き、中学校1年生で35人学級が実施されております。また、各自治体の判断のもと、各学校の裁量による学級編制の弾力化も可能となっています。少人数学級調査では1学級の人数が減少することで大きな効果があるとの声が多く、少人数学級を実施することで子どもたちが落ち着いて学校生活にとりくめるようになった。一人ひとりにきめ細やかな指導ができるようになったといった効果や、子どもが意欲的に学習に取り組んでいるとの保護者の声も報告されております。

このように保護者・教職員から、少人数学級の拡大を要望する声が非常に大きいですが、次期公立義務教育諸学校教員定数改善計画の策定は見送られたままで、高等学校も同様であります。県独自で定数を改善することは非常に厳しい状況であります。

よって、このことを国に求めるものであります。

続きまして

意見書案第5号

平成20年9月24日

紀北町議会議員 世古勝彦 様

提出者 紀北町議会議員 玉津 充

賛成者 同 上 島本昌幸

賛成者 同 上 平野倅規

「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書（案）

趣旨

子どもたちが安心して学校に通い、学校の安全が保たれた中で学校教育が行われるよう、「学校安全法」を制定していただきたい。

理 由

近年、学校への「不審者」の侵入による殺傷事件、震災や大雨などによる自然災害、0-157やノロウイルスをはじめとした健康被害、通学時での誘拐事件など、学校内外で子どもたちが被害者となるさまざまな事件や事故が発生しています。

これらのように学校の「安心・安全」が脅かされる事態は、子どもの成長や学びにとって重大な支障となりつつあります。子どもや教職員が安心して学習、教育活動を営めるように、学校の環境を整えていくことが求められます。

そのためには、まず学校の安全な環境の整備を進めていくための法的整備が必要です。国や行政の役割・責任、財政上の措置、学校、家庭、地域、関係機関等のそれぞれの役割、学校の安全の最低基準等基本的な措置を明記した「学校安全法」（仮称）を国が制定することが緊急の課題です。そして、被害を未然に防止したり、実際に起こった場合には被害拡大の防止、被害者の精神的なケアを行うなど、学校内外が協働して総合的な学校の安全対策を進めていくことや、そのための条件整備も必要です。

三重県議会では、一昨年3月、「犯罪から子どもを守るための決議」が採択されました。そこには「学校ボランティアへの積極的な参加の推進」「路線バス等を利用した通学時の安全確保」「不審者等に関する情報の共有体制の充実」を実現し、「子どもを犯罪から守るための総合的な対策」をとることが県に求められています。

以上をふまえて、『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を強く切望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 世 古 勝 彦

大臣宛ては、さきほどの理由で省略をしております。ご了解願います。

補足説明ですが、近年、全国において13歳未満の子どもが殺人事件や強姦、強制わいせつなどの被害になる事件が頻発しております。子どもをめぐる犯罪はきわめて異常で、憂慮すべき状況にあります。

また、中国四川大地震での学校の被害は記憶に新しいところであります。加えて当地方においては、南海、東南海、東海大地震の発生も危惧されております。1日のほとんどを園や学校で過ごす子どもたちが、安心・安全に学ぶことができるよう、『学校安全法』（仮称）の策定

をはじめとした総合的な学校安全対策を国に求めるものであります。

以上、意見書案3件、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

次に、意見書案第6号についての提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

意見書案第6号についての、提案の趣旨並びに内容説明をいたします。

平成20年9月24日提出

紀北町議会議長 世古勝彦様

提出者 紀北町議會議員 平野倅規

賛成者 同上 川端龍雄

保育制度改革の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由といたしましては、現在、政府の地方分権推進委員会や規制改革会議においては、保育をサービス産業とみなし、市場原理に基づく直接契約、直接補助制の導入や、保育所への入所要件の拡大などの改革議論が行われております。

つまり、現在は認可保育所の入所先を市町村が割り振る方式をとっておりますが、市場原理に基づく直接契約となると、入所にあたっては町を通さずに保育所と保護者とが直接に入所契約を交わす方式となるため、保護者の意向のみが強く反映され、親の所得による保育の格差や保育の提供者による不適切な選択等により、真に保育が必要な子どもが排除される恐れがあり、過度の競争を強め、地域の保育機能を崩壊させる懸念があります。

よって、国におかれては、保育制度の議論は子どもの立場に立ち、地方の実情をしっかりと踏まえて行われるよう、下記の5つの事項についての実現を強く求めるものであります。

記

- 一、少子化社会の中にあって、次代を担う子どもの育成については、これまでに増して国と地方が共に責任を持って推進すべきであること
- 一、保育所への入所要件の拡大は、保育に欠ける児童の福祉の後退を招かない措置を講じるとともに、国及び地方の必要な財源確保を前提として行うこと
- 一、保育所には、市場原理に基づく直接契約、直接補助の導入は子どもの福祉の低下を招くものであり、導入すべきではないこと

一、保育所の最低基準を見直し標準基準とすることや運営費の一般財源化は、地域格差を生み福祉の後退に繋がるものであるため容認できないこと

一、「認定こども園」の推進によって、安易な幼稚園、保育所の一体化、一元化を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月24日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 世古勝彦

なお、意見書の送付先は、

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生大臣宛てであります。国会の様子から見て変わることも予想されることから、氏名の記載はしてございません。新しく決まり次第、取り扱いさせていただきたいと考えていますので、その点、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

読み間違いがありましたので、訂正したいのですが、読み間違い。よろしいですか。

意見書第4号のですね、意見書案、30人学級を柱にしたというやつですね。その理由のところですね、少人数学級がとなっているんですが、学校と読み間違えましたので訂正します。

そしてそのあとですね、4行目、下限の制約があり、一部の学級はとなっているんですけど、これも学校というふうに読み間違いましたので訂正させていただきます。

議長

次に、意見書案第7号についての提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

意見書を提出したいので説明いたします。よろしくお願いいたします。

意見書案第7号

平成20年9月22日

紀北町議会議長 世古勝彦 様

提出者 紀北町議会議員 谷 節 夫

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 北 村 博 司

賛成者 同 上 東 清 剛

一般国道 422号線の建設促進に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

一般国道 422号線の建設促進に関する意見書

道路は私たちの暮らしを支え、豊かな地域社会の形成を図る最も基本的な社会資本であり、急速に少子高齢化が進展する中、活力ある地域づくりと豊で潤いのある生活の実現のためには、環境の調和を図りながら、既存道路の有効活用や良質な社会資本を計画的に整備することが不可欠であります。その実現を熱望するところであります。

国道 422号線の整備は、三重県の中南勢地域と東紀州地域を南北に縦貫する唯一の幹線道路であります。国道42号、165号、166号と交差連絡する路線である。特に幹線道路ネットワークの形成は、沿線5市町の農山漁村地帯と産業・経済・文化などの圏域間の交流又は連携の強化、地域経済の活性化等を図る上で、そして三重県が自主・自立を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題となっております。

また、近年頻発する災害は、住民の生活に重大な影響を与えており、道路整備が立ち遅れている中山間地域にとりましては、災害時の緊急輸送路としても道路整備は緊急の課題であります。

少子・高齢化が進展している中、活力ある地域づくりを推進し、地球規模での環境問題や、異常気象、予想される東海・東南海地震に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るため、道路整備の重要性は増しております。

よって、三重県においては、地域住民の悲願である国道422号線の未整備区間の一日も早い完成を目指すためにも、次の事項について特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

記

1. 受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。
2. 道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。
3. 安全安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に県民の期待する道路整備を実現すること。

4. 幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在未開通区間については、早期にルート決定を行うとともに「新道路整備戦略」に載せ、一日も早く事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月24日

北牟婁郡紀北町議会議長 世古勝彦

三重県知事 野呂昭彦様

詳細の説明はここに全部載っておりますので、また質問がありましたら説明いたします。どうぞ皆様のご可決をよろしくお願いいたします。

議長

以上で提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

意見書案第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

次に、意見書案第4号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

ちょっと確認ですけどもね、今の説明で一部の学級を除きほとんどが30人以上の学級ですと説明されたので、そのように受け取ってよろしいんですか。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そのとおりであります。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

現在、この意見書は紀北町議会からですが、この紀北町内において一部の私の把握している限りでは逆で、一部の学級が30人以上で、それ以外はほとんど30人以内で収まっていると思いますけれど、この紀北町の現状を訴えているのか。それとやはりこの下限の25人というのが、やはりこれをとらんことには問題が残ると思いますけど、この30人学級することにおいて、25人の下限が少し問題になると私は思いますけどさね、あくまでも30人学級で今現在の紀北町の実態で意見書を出してあるのか、その点をお答えください。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

川端議員の質問にお答えします。

当紀北町ですら、30人学級になると学級数が増える学校、これ一般的には相賀小学校、西小学校、東小学校、紀北中学校、潮中学校の5校であります。ただし、三重県では下限が25人であるので、小学校の場合、当町では対象にならないということになっております。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

ちょっと質問したのと、答弁のちょっとあれが違うんですけどもね。今現在、紀北町でさね、そういうような、私の知る限りでは小学校では東小ですか、30人以上なるけど、あとほとんどの学校は30人以内の学級で今やっておりますし、今現在、この紀北町議会からこの意見書を出すには、それにふさわしいというように解釈はされにくいんですけどもさね、その点をどのような。ただ県全体のことを考えて全国的に出すというのか、この紀北町議会ですら出すという趣旨とどのような解釈でこの意見書を出すということを、明確にご答弁願います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

川端議員の質問にお答えします。

紀北町ですら、私の言ったような状況になっておりますけど、これ三重県全般の教育関

係も考慮して提出しておりますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

前者に指摘された部分ですけど、今回ともかくやはり紀北町議会の意見ですから、三重県全体の状況を踏まえてというよりも、やっぱり地域の実情にあわせて意見書というのは作成されるべきだと私は思います。どうしてもこういうのはひな型があって、その請願のにあわせてということになりがちなんですけど、やっぱり紀北町議会の機関意思ですから、やっぱり紀北町内の実情に沿った意見書が、今後は私は作成されるべきだと思いますが、いかがでしょう。今後はですよ。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

北村議員の質問にお答えします。

そういう考え方も十分わかりますので、今後はですね、その辺も十分加味したうえで、意見書並びに請願の作成に努めたいというふうに思います。

議長

他に質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

提案者に1点お聞きいたします。

1つ、この30人学級という問題はですね、過去にもずうっとこう意見を述べて意見書を出してきた経緯がございます。全国どれぐらいのパーセントで出しているのかということは、それは関係ないですが、実際には当町としても、旧町としてもこの30人学級の意見書というのは、随分前から出されているように私記憶しておるんですが、この文書の中にもあるように、構造改革や地方分権、それによってですね、教育が大きく教育効果も含めて下げられようとしているところに大きな問題があろうかと思えます。

これはやっぱり今内閣が解散されまして、新しい総理もできましたけれど、大きく国のほうに責任があると思うんです。今の与党の中にね。そういう点では提案者としては、この30人学

級、今回初めてではないこの意見書に対してはですね、国の責任をどのように考えておられるのか、私見になろうかと思いますが、この意見書の中にもありますので、構造改革の名のもとにこう切り下げていくというのは、やっぱり政府、そのために意見書を出すのはわかるんですが、今の構造改革、地方分権という名前に沿ってですね、こういうやり方されるのは、どうかと私は思うんです。ただ、意見書の中身については当然もっともなことだと私思うんですが、その政府に対するこの今までの経過も踏まえて考えたときに、どう考えているのか、ちょっと私見で結構ですから、提案した人の気持ちとしてですね、聞かせていただければと思います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

中津畑議員の質問にお答えします。

過去の状況はですね、少し私よくわからんのですが、去年は確かにこの議会で採択をされました。それでですね、各その地方自治体の提出率というか、賛同率というか、それは非常に高いんだけど、100%ではないというふうに聞いております。私はですね、30人学級、これをですね、そういうことで提出することによりまして、政府のいわゆる、やるほうは改善とおっしゃるかも知れませんが、受けるほうとしてはですね、非常に少人数学級が、いわゆる父兄、それから教師はじめですね、皆さんがいいという意見が圧倒的に多くて指示されておるんで、我々もそれを指示して、皆でこういう意見書を出すことによって、そのやろうとしている方策が少しでもくい止められたり、後退されたりするようなことになればですね、父兄の皆さん、また教師の皆さん、いわゆるその生徒が非常に教育環境が守られるという意味でですね、私は意義があることじゃないかというふうに思います。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

意見書の理由の中でね、私は尋ねておるんで、この意見書を出すことに意義があるのは私も全く同感なんです。だから構造改革の名のもとにやっぱり政府は良いと思ってやっているけど、実際は違うぞという意味で、この意見書を出すということの理解でいいということなんですか。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

いろいろなその見方はあるだろうと思いますが、今、中津畑議員が言われたのも、その理由の1つだろうというふうに思います。

議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

次に、意見書案第5号 「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

次に、意見書案第6号 保育制度改革の見直しを求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

次に、意見書案第7号 一般国道422号線の建設促進に関する意見書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

これより、討論、採決に入ります。

追加日程第1 意見書案第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長

次に、追加日程第2 意見書案第4号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長

次に、追加日程第3 意見書案第5号「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第3 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長

次に、追加日程第4 意見書案第6号 保育制度改革の見直しを求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

次に、追加日程第5 意見書案第7号 一般国道422号線の建設促進に関する意見書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、意見書案第7号について、賛成討論をさせていただきます。

一般国道422号のですね、建設促進に関する意見書でございますが、今回この意見書案が出

てきたときに、非常に嬉しかった。嬉しいと同時にですね、なぜ今更と言いましょうか、なぜ今になって出てくるのかなと、こう非常に残念でなりません。この 422号というのは長島区内に通っております国道42号線から長島橋渡って左折していったところがそうなんですけども、これがですね、滋賀県は瀬田の唐橋まで大津まで行くんですね。これを南北縦貫道というわけですけども、今回この賛成討論ですので、文句を言うつもりじゃないんですけども、この 422号というのは、海山地区の皆さんにはちょっと馴染みが薄いかも知れませんが、3年ほど前の16年ですか、4年前ですね、災害のときを思い起こしていただきたいんです。

この災害のときに隣の町、隣の村の宮川村でも8名の方が尊い人命を亡くされました。まだいまだに1名のご婦人が発見されておられません。そこでそのときに非常に残念でならなかったのは、この南北縦貫道促進、正式に言います三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会、非常に長い名前です。私はこの28回の会議、いわゆる平成16年災害になった年ですね。16年の7月に参加させていただきました。そしてその2ヵ月後の9月にですね、当紀北町も隣の尾鷲市さんももちろんですけども、宮川村で甚大な被害をもたらした未曾有の災害がございました。

その会議が開かれたのは、この宮川村のフォレストピアというところだったんです。そのときの参加者の皆さんはですね、すごいんですよ。国会議員の方、衆議院坂口力先生、中井先生、川崎二郎先生、田村先生、三ツ矢先生、参議院斎藤十朗さん、高橋千秋さん、ご本人がお見えになった方もございましたし、代理の方もございました。あと県議員多数ですね。

それから三重県からでは県土整備部、高速担当、道路整備室長、道路企画室長等々、それに各市町村から青山町からも美杉村からも飯高からも宮川からも、何10名の方々が集まってのこの促進協議会がございました。

そのときに、いろんな点が問題になりました。それで私も2点ほど皆さんにお覚えておいてほしいんですけども、この三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟会規約というのがございます。この規約の目的、第2条にこうございます。「青山地内の国道 422号線と紀伊長島町地内の国道42号を結ぶ幹線道路の建設を促進し、三重県西部内陸山間地帯の産業、経済、文化、観光等の飛躍的な進展を図ることを目的とする」、いわゆるこの期成同盟会の目的は 422号と42号を結ぶ、すでにこれから何10年もこの事業は続いています。紀伊長島地内で 422号に昇格しました。だから42号線とつながったん。いいですか、当初の目的は 422号と42号をつなごうという目的で、この同盟会が始まった。

そしていろんな先生方のお力のお蔭で、422号と42号線がつながった。にもかかわらず、この16年のときの三重県の10ヵ年の道路戦略の中から、紀伊長島町と宮川間の区間だけですね、

カットされたんです。僕はそのことを聞いて知っておったものですから、本来であればこれに参加するのは議長さん、副議長さんなんです。私は1年生議員でしたけれども、無理をお願いして参加させていただいた。そのときに要らん人間がついていったものですからね、食事の準備もなかった。でも先方さんのご好意でこういう紙をしてですね、そこに食事を出していただいた。非常に思い出深い会議でありましたけれども、僕はその席で、この目的、そしてここにもあります平成16年度事業計画案というのがございます。長い文書ですので、はしょっていきます。

「特に、今回は美杉村と紀伊長島町間の約69kmの道路整備の促進と開通を目的とする」こういうことなんですね、簡単に言いますと。ということでした。にもかかわらず、なぜ三重県が長島宮川間だけカットするんですかと、県の方々に私は質問させていただいた。知事に聞いてくださいみたいなね、濁されたんですけども、そのときの言い訳はここにも書いてあります。これは平成20年度9月4日、ほん数日前に出た新聞です。ここに三重県の発表が書いてます。今、長島宮川間で林道がついておるんです。野又峠を越えていくんですね。将来的にはこの道路を代替ルートに充てたいと、県がこう言っている。いいですか、もう一度言います。この期成同盟会の規約の目的は422号と42号線を結ぶんだということ、そして16年度の事業計画は美杉村と長島、いわゆる宮川と長島も結ぶんだと、そのために開いた会議であったということ。

そのときに強く申し上げたのは、生活道路だけではなくて、これは防災道路でもあるんだと、もしこの一方通行の宮川村で災害が出たらどうするんですか、どこから救助に行くんですかと話をさせていただいて、その2ヵ月後にあのありさまでした。そのときは28回でしたから、今回で32回、いわゆる4年経っておるわけです。にもかかわらず10ヵ年の戦略、5年ごとに見直しですね、今年の3月のあれではどうも取り上げられなかったかのように聞いております。そしてなおかつ、本年度も去年度も、その会議にはうちの町長も出席されずですね、書面決議をしておる。私は非常に残念でなりません。

もう一度言います。あれだけの未曾有の災害を起こしておきながら、私は5年経たなくてもこの道路の見直しがあつてしかるべきかなと思います。なぜならば、この災害の中で長島町で1人、ある建設業者の方が行方不明になりました。自衛隊の方にも来ていただいて、2日間の捜索をやった。そして海山町で大きな災害が起こった当日でしたけれども、そのときに、その2日前から台風が来てました。雨が降ってましたね。いなくなった。その朝に宮川村から電話があつて、三戸地内からずうっと尾根をいくつも越えて、宮川村に逃げて行ったんです。だからそれだけ宮川と長島は近いんですね。これが抜けたら尾鷲もちろん、海山区もちろんで

す。紀北町も、この南のいわゆる三重県の南部にとってはどれだけ重要な道路かと、そのためにこの期成同盟会ができたんだと思います。

長くなりますのでこれで終わりますが、大切なことはこの目的が何であったのか、16年度の事業計画はどうであったのか、そしてその2ヵ月後にどれだけの災害があったのか、この新聞に書かれておるように費用対効果というのであれば、いいですか、今、日本のこの地域の杉や桧が、私はこの林道が基幹産業である林道が無駄だということではございません。しかしなれど、それほど費用対効果で言うのであれば、あときの宮川村の8名の命と、海山町の2名の方の命、どちらが費用対効果、人の命なのか、よく考えていただきたい。

そしてこういった報告が町長からもですね、報告でしていただければ有り難かったと、こう思います。私は決してこの物事には遅いということはないと思いますので、3月ですね、県はある程度の方向性を決めたところと言われておりますけれども、これほどの三重県の中で大災害を起こして、40年にわたってやってきた事業を、なぜこの区間だけ取り止めねばならんのか、不思議ではありません。私は知事をお願いした。本当に費用対効果を考えるのであればですね、人命の尊さを考えるのであれば、高速道路はもちろん大事です。しかし、一方通行の道路の奥に住んでおる方々の悩みも考えてあげていただきたい。費用対効果というものはそういうものではなかろうかと思えます。

今回、谷議員からこれが出てきました。本当に嬉しかったです。グチになりましたけれども、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

ほかに、原案に賛成者の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第5 意見書案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

9月定例会を閉会するにあたり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は去る9月10日から本日まで13日間にわたり提案されました重要案件について、ご熱心に審議を賜り、本日をもって一般会計、特別会計、企業会計を合わせて約5億4,000万円の補正予算の成立を見ましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

早いものであります。議長として、ここに4回目の定例会の閉会宣言を行うものであります。会議を通じて議事運営に対し議員各位、理事者並びに関係職員、マスコミ関係の方々のご協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。

なお、平成19年度の決算認定案件については、決算特別委員会が設置され、今後において委員会の審査が行われることとなりますが、委員会での委員各位の慎重なる審査を望むものであります。

さて、本町は合併を経て、あと19日で4年目に突入します。国のいわゆる「三位一体の改革」によりまして、たくさんのお金をカットされましたが、何とか合併という選択の中で乗り切ってきたと思っています。しかし、これも簡単に乗り切ったほうではなく、住民の負担を強いられたところの、つま先立った大変不安定な乗り切り方であったと思います。紀北町の財政状況は引き続きかなり厳しいものがあると受け止めます。住民のご要望に応えるべく行政を行うことが、私たちの責務と考えております。課題はたくさんありますが、少ない予算で最大の効果が出るよう知恵をしばっていかねばならないと思うところであります。

先憂後楽（せんゆうこうらく）という言葉があります。行政というのは「憂い（うれい）」があれば住民より先に気付いて対処し、それがうまくいって「楽しみ」ができて、それを楽しむのは住民よりあとでいい。ということです。このことを肝に銘じて行政においては住民サービスに努力をしていただきたいと思います。

町を立て直すには、まず「やってやる」の意識をなくすことだと考えます。「やってやる」のではなく「やらせていただく」のです。われわれ議員も、また職員も意識改革をして「住民あっての行政」であるという基本理念を徹底させることです。行政の体質や発想、システムを

改革して「お役所イメージ」を払拭すること。それが出来て、初めて、これまでの町政の流れを変えることができます。しかし、変えろ、変えろと言うだけで変わるのなら、これほど簡単なことはありません。何をどのように変えようとするのか、どのことをしようとしているのか、実際に動くことで示す必要があると思います。止まっていたら見えないけれど、動いていたら見えるものもあるでしょう。動きながら見るには、現場に行かなければいけません。それが問題解決のヒントになるかも知れないし、もしかして答えそのものかも知れません。答えは常に現場にあると思います「熱意」「誠意」「創意」、人にとってもっとも必要なものは、この3つだと私は考えてます。この3つがあれば何とかなる。これを武器にして思いっきりやってほしいと思います。どうか、職員におかれましては、今は苦しいけれども「明日はきっと今日よりよくなる」、そんな希望を持って何事にも頑張ってくださいたい。そのようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員はじめ理事者各位、並びに町民の皆様方には、くれぐれも健康に留意され、すこやかに過ごしくだりますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ここで、奥山町長よりご挨拶がありますので、よろしくお願い申し上げます。

奥山町長。

奥山始郎町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月10日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いたしました6件の人事案件と9議案につきまして、原案どおりの答申、ご同意、並びにご可決をいただきありがとうございました。

また、会期中に台風13号が襲来し、議員の皆様には急遽会期を2日間延長していただくというご配慮をいただきました。お陰を持ちまして9月18日、午後9時32分に立ち上げた災害対策本部を、翌日19日、午後10時20分に解散するまで、万全の体制のまま災害に備えることができましたことを、重ねてお礼を申し上げます。

台風13号は、台風そのものよりも、それに刺激された秋雨前線の影響で、18日の夜から19日午前中にかけて、当町海山区と尾鷲地域に雷を伴う大雨が襲いました。台風が通過した翌日の20日に被害調査を実施いたしました。その結果であります、建物のうち住家の床上浸水は1戸、床下浸水が5戸、その住家に住む方は15名であり、これらがすべて船津地区であります。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。

非住家でも床上浸水が2棟、床下浸水が4棟であります。ほかにも町道、林道、河川堤防等

で小規模な被害がありました。特に海山区では往戸川のJR鉄橋付近の堤防が浸食され、JR船津駅から九鬼駅までがバスで代替運転されましたが、22日朝から復旧いたしております。公共施設の被害については、早急に復旧できるよう関係当局との協議を含めて取り組んでいるところでありますが、現在は被害の多い季節でありますので、今後も台風等の情報に注意し、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

防災対策に限らず、町政にはあらゆる課題、問題点が山積しておりますが、今定例会で賜りましたご意見やご指摘を真摯に受け止め、町民の皆様に安心して住んでいただけるまちづくりに向けて、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈りするとともに、今後ともより一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

どうもご静聴ありがとうございました。

それでは、これにて平成20年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんご苦労様でございました。

(午後 1時 51分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 11月 27日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 尾上壽一